

○令和6年公財ア規程第1号

国立アイヌ民族博物館における科学研究費助成事業の研究実施規程を次のように定める。

令和6年2月5日

理事長

国立アイヌ民族博物館における科学研究費助成事業の研究実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立アイヌ民族博物館（以下「博物館」という。）の研究者が行う研究のうち、科学研究費（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに、研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織の責任体制)

第2条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を理事長とする。

2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ統括管理責任者を事務局長とする。

3 科研費の運営・管理について実質的な責任及び権限を持つコンプライアンス推進責任者を博物館長とする。

4 研究倫理教育及び研究不適正行為の防止に関する教育を統括する研究倫理教育責任者を研究学芸部長とする。

(研究者の範囲)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として博物館に所属し、研究活動に実際に従事する者は、博物館長、副館長（研究を担当する者に限る。）、研究学芸部長、室長、研究主幹、室長補佐、研究主査、研究員、アソシエイトフェロー、エド्यूケーター、名誉館長その他の者のうち、理事長が認めた者とする。

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、及び実施するものとする。

2 前項の研究計画を立案し、及び実施しようとする研究者は、あらかじめ文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会の定める様式に従った研究計画調書を作成し、及び当該調書の写しを博物館長に提出するものとする。

(研究の実施)

第5条 研究者は、科研費による研究を行う場合には、博物館の調査研究事業として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第6条 研究者は、科研費により行った研究成果について、他の規程にかかわらず、自らの判断により公表することができるものとする。

- 2 研究者は、前項の研究成果を公表するに当たり、職務として学会等に参加することができるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書等を作成し、当該報告書等の写しを博物館長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめは研究学芸部が、補助金に係る経理管理等の事務は事業課が所掌するものとする。

- 2 事業課は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行うものとし、研究者は、直接発注を行ってはならない。

- 3 事業課は、研究者の依頼に基づき、出張手続を行うものとする。この場合において、事業課は、用務終了後に出張報告書、領収書、航空券半券等により出張の事実確認を行わなければならない。

- 4 事業課は、研究者からの依頼に基づき、非常勤職員の雇用手続を行うものとする。この場合において、事業課は、作業終了後に勤務報告書等により、勤務の事実確認を行わなければならない。

(内部監査)

第9条 科研費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)を踏まえ、内部監査を実施するものとする。

- 2 内部監査は、財務会計課が行う。

- 3 内部監査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(法令等の遵守)

第10条 研究者は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年2月5日から施行する。

附 則 [令和6年6月14日公財ア事業第60号]

この規程は、令和6年6月14日から施行する。

附 則 [令和7年3月23日公財ア事業第285号]

この規程は、令和7年3月23日から施行する。

附 則 [令和7年5月5日公財ア事業第30号]

この規程は、令和7年5月5日から施行する。

附 則 [令和8年9月25日公財ア規程第35号]

この規程は、令和8年9月25日から施行する。